

三豊市農業委員会 5 月定例総会議事録

令和6年5月20日午後1時30分より、三豊市農業委員会5月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 26名(農業委員23名、農地利用最適化推進委員3名)

【農業委員】 (出席○・欠席－)

1番	堀江 博	○	2番	岡根 譲	○	3番	石井 徳和	○
4番	笠原 孝弘	○	5番	奈尾 正敏	○	6番	近藤 和雄	○
7番	香川 政雄	○	8番	秋山 正伸	○	9番	大橋 正幸	○
10番	糸川 正	○	11番	三宅 幸一	○	12番	前谷 晃年	－
13番	丸岡 祐二	○	14番	安藤 弘	○	15番	長堀 和行	○
16番	藤川 剛	○	17番	菅 充司	○	18番	石原 剛	○
19番	組橋 進	○	20番	河田 進	○	21番	岡崎 和朗	○
22番	宮崎 和代	○	23番	吉田 由紀	○	24番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

6番	大森 学	－	10番	大森 政信	－	23番	藤川 達也	－
32番	竹内 巧	○	40番	筒井 義朝	○	50番	松永 克喜	－
67番	大西 淳	○						

2. 署名委員

8番 秋山 正伸
17番 菅 充司

3. 傍聴人

なし

4. 事務局の出席者

事務局長 片桐 伸尚
事務局次長 藤原 卓司
主 任 菅原 雅慶
主 任 糸川 剛史

5. 書 記

副 主 任 安藤 かほる

6. 議 題

議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 5号 非農地証明願いの件について
議案第 6号 非農地通知の件について
議案第 7号 農用地利用集積計画の件について
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会5月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。不安定な天候が続いておりましたが、この2、3日は天候が回復しております。雨の合間をぬって農作業を行うなど、皆様におかれましてはお忙しい日々を送られていることと思います。先日の研修会も、多くの委員さん方に出席いただき色々と話を聞いたところですが、本日も議事終了後に農林水産課から地域計画についてのお願いがございますので、よろしく願いいたします。最近、誰か農地を耕作してくれる方はいないかといった相談を以前よりも増して耳にするようになりました。余っている農地をうまく橋渡しできるように、農業委員さん、推進委員さんで取り組んでいただきたいと思います。本日の案件は多くありませんが、先ほど申し上げましたように皆様にお願ひしたい事項もありますので、最後までよろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。本日の会議にあたり、議席番号12番 前谷 晃年 委員からあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は23名で、定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会5月定例総会を開会いたします。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号8番 秋山 正伸 委員、議席番号17番 菅 充司委員のご両名をお願いいたします。

本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号15号を朗読 〕

以上15件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。私から質問ですが、規模縮小などで解約になった農地は、その後の受け手は決まっているんですか。

事務局 決まっています。

議長 ありがとうございます。ほかにご質問、ご意見等ありませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号15号の15件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。7ページを開いてください。議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。なお、番号15号は申請者から取下の申出がありましたので議案から削除させていただきます。

〔 議案第2号 番号1号から番号14号を朗読 〕

以上14件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

4番 番号1号について説明します。譲渡人は市外在住で、農地の管理が困難な状況でした。譲渡人は市外からこちらに戻ってきて農業を行うということで、今回の申請となりました。申請地では果樹を作付け予定です。現地を確認したところ適切に管理されており、水利関係の同意も得ております。問題ないと思われまので、ご審議よろしく願いいたします。

7番 番号2号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会です。譲渡人は高齢となり農地を手放そうとしていたところ、譲受人の農地に申請地が隣接していることから、双方で話をを行った結果、今回の申請となりました。譲受人は水稻やレタスなど手広く栽培を行っております。現地を確認したところすでに水稻の作付けの準備が行われており、適切に管理されております。

続いて番号3号について説明します。譲渡人と譲受人は他人ですが、譲渡人の親が譲受人宅の近くに住んでおりました。申請地は譲受人の農地に隣接しているため、以前から申請地を借りて管理をしていました。譲渡人は遠方に住んでいることもあり、今回無償での譲渡が成立したものです。譲受人はブドウと水稻を耕作しており、申請地でもブドウを作付けする予定です。

以上2件、周辺農地への影響もなく問題ありませんので、ご審議よろしく願いいたします。

11番 番号4号について説明します。譲渡人と譲受人は親族です。譲渡人は県外在住であり、今後三豊市に戻る予定もないことから、今回譲受人に申請地を譲ることとなったものです。譲受人は農業に従事しており、長年申請地を管理してまして、現在は家庭菜園として使用しています。

続いて番号5号について説明します。譲渡人と譲受人は親族です。譲

渡人は市外に住んでいることから、今回親族である譲受人に申請地を譲ることになったものです。譲受人は長年申請地を管理しており、様々な作物を栽培しております。現地を確認したところ適切に管理されております。

以上2件、近隣農地や水利組合の同意も得ており、問題ありません。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

10 番 番号6号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会です。申請地は譲受人宅の近所にあります。以前から申請地の管理は譲受人が行っており、この度、譲渡人から申請地を譲りたいと申し出があったことから、今回の売買が成立しました。譲受人は所有する農地をすべて耕作しており、申請地でも水稲を作付けしています。水利組合の同意も得ており、周辺農地への影響もありません。ご審議よろしくお願ひいたします。

2 番 番号7号について説明します。譲渡人は、今後農業を継ぐ者がいないことから申請地の譲渡先を探していました。知り合いである譲受人に話をしたところ、申請地が譲渡人の農地の隣にあることもあり、今回の申請となりました。水利組合の同意も得ており、周辺農地への影響もありません。ご審議よろしくお願ひいたします。

13 番 番号8号について説明します。申請地は譲渡人が親から贈与を受けていたものですが、管理が難しいことから、今回譲受人に譲渡することになったものです。今後は譲受人が家庭菜園として使用する予定です。現地を確認したところ、野菜が栽培されていました。

番号9号について説明します。譲渡人と譲受人は親族です。申請地は譲受人宅の隣にあり、家庭菜園として使用していました。今回自宅の名義を変更するにあたり、自宅隣の申請地も譲受人の名義にすることとなったものです。

番号10号と番号11号は譲受人が同じ方なので一括して説明いたします。現在申請地の周辺が山林化している状態ですが、昨年譲受人が農地を買い取って木を伐採して農地に戻しています。その手続きのため譲渡人にあいさつをした際、申請地も買い取ってほしいという話になったものです。農地に復旧後は野菜を作付けする予定です。譲受人は兼業農家ですが、親戚と一緒に水稲を中心に耕作しており、現在も規模を拡大中です。

以上4件、周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議よろしくお願ひいたします。

14 番 番号12号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会です。申請地は譲受人が借りて耕作しており、今回譲渡人から買ってほしいと話をしたところ、今回の申請となりました。譲受人は専業農家としてミカン等を栽培しており、申請地でも薬用のダイダイを栽培しております。周辺農地の影響もなく問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

15 番 番号13号について説明します。譲渡人と譲受人は親族です。譲渡人は申請地から離れて居住していることから、以前から申請地は専業農家である譲受人に貸しており、譲受人は主に水稲を作付けしておりました。今回譲渡人から申請地を買ってほしいと話をしたところ、申請地が譲受人の農地に隣接していることもあり、購入することとなったものです。現地を確認したところ、農地の維持管理は適切に行われておりますので、周辺農地への影響もなく、問題ないと思います。

番号14号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会です。譲渡人は農業をしておらず、以前から所有している農地を譲受人と地元の営農組合に貸し付けておりました。譲受人は自宅に近い申請地を借りて水稲を作付けしていましたが、今回譲渡人か農地を買ってほしいと話がありました。申請地は譲受人の農地に隣接しており、自宅にも近いことから、今回売買が成立したものです。今後は水稲と小麦を作付けする予定です。現地を確認したところ、水稲が作付けされており適切に維持管理が行われておりますので、周辺農地にも影響はなく問題ないと思われま

す。以上2件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号14号についてお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号14号の14件は、適当と認めます。次に進ませていただきます。11ページをお開きください。議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。番号1号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号から番号3号を朗読]

なお農地区分につきましては、すべて第2種農地に該当します。本件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われま

すので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。

3 番 こちらの申請につきましては、無断転用の解消のための申請です。申請地は以前たばこの乾燥場として使用されており、現在は物置と倉庫が建っておりますが、かなり長い間無断転用の状態でありましたので今回の申請となりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号3号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号3号の3件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。12ページをお開きください。議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。番号1号から番号6号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号6号の6件につきまして、ご説明いたします。

[議案第4号 番号1号から番号6号を朗読]

なお農地区分につきましては、番号6号は三豊市役所支所から300m以内に位置するため、第3種農地に該当します。その他はすべて第2種農地です。

以上6件につきましては、営農条件および市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。ご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。

1 1 番 番号2号について説明いたします。借人は土木建設業を営んでおり、申請地は以前から一時転用の許可を得て工事を進めていました。しかし、土砂の搬入が計画どおりに進まず、元々の工事完了予定に間に合わせる事が難しくなったため、工事期間の延長のため今回申請を行うものです。現地を確認しましたが、排水路の整備や清掃など、適切に管理されております。農地造成後は果樹等を栽培する予定です。周辺農地や水利関係の同意も得ており問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

1 番 番号6号について説明します。こちらの申請につきましては、併せ利用地に納屋と母屋が建っておりますが、母屋は撤去を行うこととなっております、その工事のための進入路を整備するための一時転用の申請です。水利組合の同意も得ており、周辺農地への影響もなく問題ないと思われまます。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいりまます。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号6号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号6号の6件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。15ページをお開きください。議案第5号「非農地証明願いの件について」事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号「非農地証明願いの件について」ご説明いたします。

[議案第6号 番号1号を朗読]

非農地証明事務処理要領の非農地の認定基準によりまますと、番号1号は「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設(農道、水路等)の用に供する場合」に該当すると判断されまます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、続けて担当委員さんから順次説明をお願いします。

9 番 番号1号について説明します。申請地は水はけが悪く、地上げするため申請者から地元関係者に相談しておりました。そこで、本来の農道を西側へ移動させることになりましたが、そちらは元々農地であったため今回非農地証明を提出するものです。周辺農地や地元水利関係者の同意も得ており、問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいりまます。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第5号「非農地証明願いの件について」番号1号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第5号「非農地証明願いの件について」番号1号の1件については適当と認め、非農地証明書を交付することと決定いたします。次に進ませていただきます。16ページをお開きください。議案第6号「非農地通知の件について」事務局の説明を求めまます。

事務局 議案第6号「非農地通知の件について」を説明いたします。

[議案第6号 番号1号から番号3号を朗読]

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、これより担当委員からの説明をお願いします。

14番 番号1号について説明いたします。現地を確認しましたが、道もなく大木が茂っている状態でした。農地に復元することは困難と思われるので、非農地通知が妥当と思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

17番 番号2号について説明いたします。現地を確認しましたが、長期間耕作放棄をしたために自然荒廃し、山林化している状態です。農地に復旧する見込みはありませんので、非農地通知が妥当と思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

20番 番号3号について説明いたします。現地を確認しましたが山林化している状態で、農地への復元は不可能と思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第6号「非農地通知の件について」お諮りをいたします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって議案第6号「非農地通知の件について」番号1号から番号3号の3件につきましては対象地を農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することとさせていただきます。次に進ませていただきます。18ページをお開きください。議案第7号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。18ページから56ページまでの農業者相互の貸借権の設定については件数68件、面積16.1ヘクタールでございます。また農地中間管理機構を介した一括方式による貸借につきましては57ページから70ページまでとなっております。農地の管理者から香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は21件であり、面積は8.2ヘクタールとなっております。以上、利用権の

設定計89件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にあります、すべてにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることの、3つの要件を満たしております。ご審議よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第7号「農用地利用集積計画の件について」お諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「農用地利用集積計画の件について」は89件すべて適当と認め、決定といたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

1. 農用地利用集積等促進計画（案）について
2. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について(通知)
3. その他

(1) 6月定例総会について

日 時 令和6年6月20日（木）午後1時30分
場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30～16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
6月7日（金）	危機管理センター1階 打合せコーナー1	三野町：前谷 晃年	豊中町：長堀 和行
		詫間町：石原 剛	仁尾町：河田 進

(3) 今後の予定

月 日	会議名等	開催場所
6月6日（木） 19時～	三豊市農業委員会地区推進委員会	危機管理センター2階 201・202会議室

(4) 配布物

- ・普及センターだより
- ・農政情報 No. 391（令和6年5月号）

閉 会 【 午後 3時40分 】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____